

／鳩山町高齢者補聴器購入費助成事業／

補聴器の購入費 助成します

対象費用の2分の1の費用で

上限 20,000円

ご注意

- 医師意見書作成前に購入された補聴器の費用については助成対象外です。
- 医療機器認定されている補聴器の購入が対象です。(集音器は対象外)

対象者

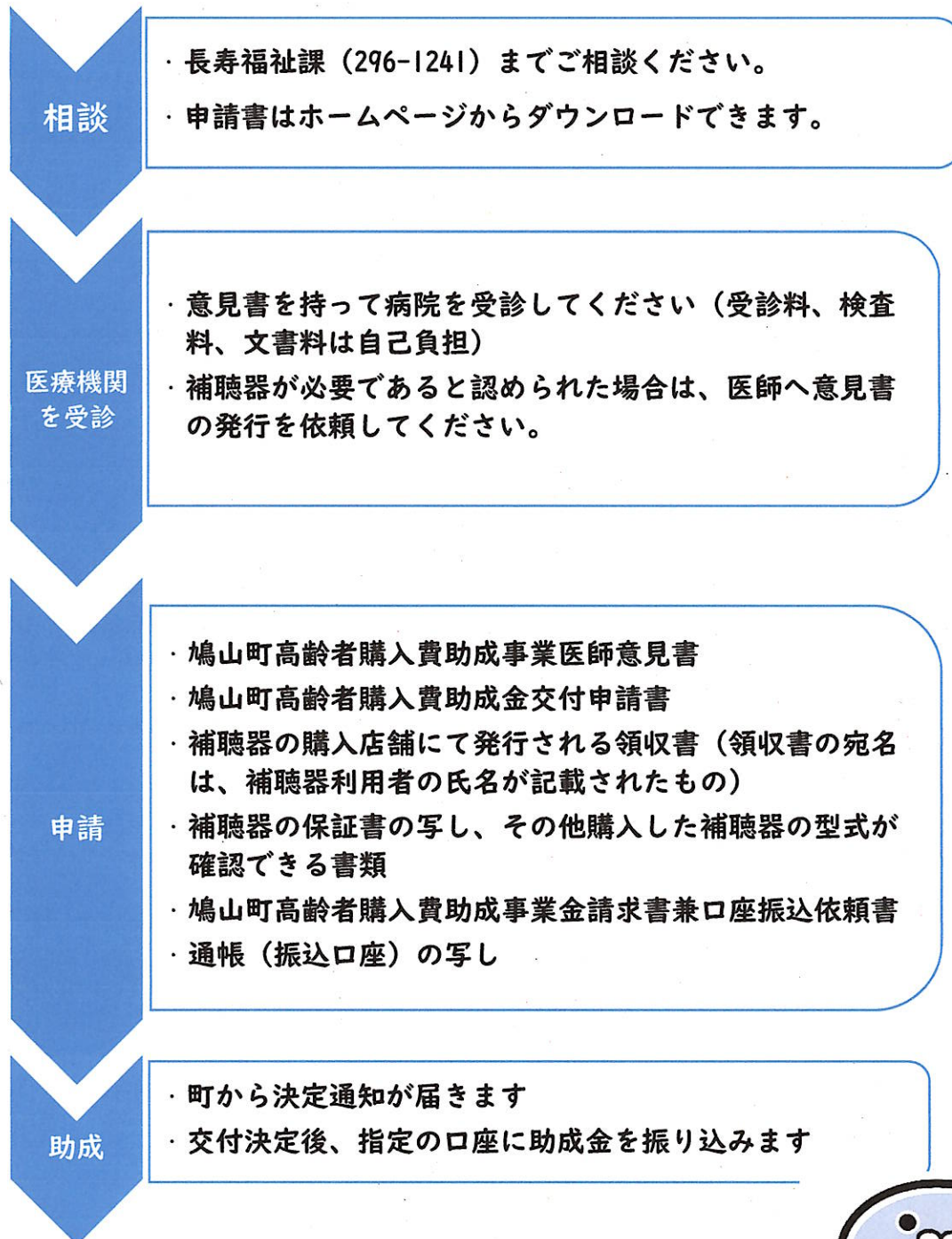
- ・ 町内に住所を有する65歳以上の方
- ・ 聴力機能の低下により日常生活に支障を来している方
- ・ 障害者総合支援法に基づく補聴器の交付を受けられない方
- ・ 過去に補聴器の助成を受けたことのない方
- ・ 町税の滞納がない方
- ・ 医師から補聴器の必要性を認める証明(意見書)を受けた方

助成金

- ・ 助成購入費用に2分の1を乗じた額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- ・ 上限2万円

手続きの流れ

申請場所



お問い合わせ先

鳩山町役場 長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当

☎ 049-296-1241

